

## 8. 災害に関する取組

災害発生時に使用可能な国有財産の提供、地域金融機関等に対する金融上の措置の要請、災害査定立会の迅速かつ適正な実施など、被災地域を支援するとともに、災害に備え関係機関との連携を強化しています。

## 防災に関する官民連携の取組

新潟財務事務所と長野財務事務所は、令和2年末から年始にかけて発生した大雪を契機に、防災や官民連携をテーマとしたセミナーを開催。新潟・長野両県をつなぎ、関係者ネットワークを強化。

### 概要

- 令和2年末から年始の大雪により、関越・北陸自動車道で多数の車が立ち往生となる災害が発生。雪害(災害)に対する日頃の備えの重要性が改めて認識された。
- 業務で災害支援に関わる新潟・長野財務事務所は、当雪害での民間団体の活動経験に基づく知見等を「官」と共有し連携していくことが、災害支援(復旧・復興)や防災に有効と考え、立ち往生した車に支援物資を届けた民間団体(一般財団法人日本笑顔プロジェクト)と官民連携推進に着手。
- その第一歩として、新潟・長野両県の広域的な官民連携につなげることを企図し、オンラインセミナー「地域のか、ネットワークのか」を令和3年2月に開催した。



### 取組の成果

#### 【プラットフォームの提供】

- 両財務事務所のネットワークを活かし、両県の国出先機関、地方公共団体、金融機関、経営支援機関、企業など、官民合わせて約40機関から約70名が参加。
- 当セミナーで講師を務めた民間団体が、災害に対する日頃からの準備の大切さ、これまでの活動から得た教訓、官民連携の重要性等を説明し、行政への期待を述べた。

#### 【官民連携の推進、つなぎ役の発揮】

- 雪害という両県共通の課題に限らず台風等の各種災害について、豊富な経験を有する講師の説明を受け、参加機関全員が当事者との意識が高まり、参加機関同士の交流が生まれるなど、広域的な官民連携の推進に寄与。



セミナーの様(左:(株)Goolight提供、中央:新潟、右:長野)

# 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」説明会開催

北陸財務局は、**関係機関と連携し**、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「自然災害ガイドライン」)について、新型コロナウイルス感染症への適用も含めた**説明会を開催**。非常時に迅速な対応ができるよう、金融機関と関係機関の**連絡体制を整備**した。

## 概要

- 自然災害ガイドラインは、債務を抱える個人や個人事業主が自然災害の影響を受けた際、債務整理を円滑に進め、自助努力による生活や事業の再建を支援すること等を目的に、平成27年に発足した「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」により、金融機関等関係団体の自主的自立的な準則として同年12月に策定・公表された。
- 同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則(以下「コロナ特則」)が策定され、令和2年12月から適用開始となった。
- コロナ特則の適用開始にあたり、金沢弁護士会、住宅金融支援機構北陸支店から金融機関向け説明会開催の相談があり、関係機関とともに、コロナ特則の適用開始と、自然災害ガイドライン自体の再周知を図ることとした。

### 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」説明会

- 実施日：令和3年2月15日(Web開催)
- 参加機関：北陸3県の地域金融機関、政府系金融機関(計31機関)
- 共催：金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会
- 協賛：住宅金融支援機構北陸支店

## 取組の成果

- 説明会では、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関が、自然災害ガイドライン本則及びコロナ特則について解説。株式会社肥後銀行が、熊本地震への対応事例等について説明。
- 参加金融機関は、自然災害ガイドラインに基づく債務整理手続きを再確認するとともに、活発な意見交換等を通じ、災害時対応への理解を深めた。
- また、非常時の迅速な対応と連携強化を図る観点から、**金融機関の融資担当窓口及びBCP担当窓口等を一覧にとりまとめ、関係機関で共有**を図った。



コロナ特則チラシ



説明会の様子

# 令和2年7月豪雨からの復旧・復興を総合的に支援

九州南部等で令和2年7月に豪雨災害が発生。九州財務局は業務を通じ、被災地の復旧・復興支援に取り組んだ。

## 概要

### ○災害の発生と被害の状況

- ・令和2年7月3日から7月31日にかけて、九州や中部地方等日本各地で記録的な集中豪雨（令和2年7月豪雨）が発生。
- ・内閣府によると、全国での人的被害が死者84名、行方不明者2名、住家被害が全壊1,621棟、半壊4,504棟（令和3年1月7日時点）。
- ・熊本県を中心に九州南部で大きな被害が発生し、激甚災害に指定された。

### ○財務局の取組

- ・九州財務局は、地域金融機関等に金融上の措置を適切に講ずるよう要請したほか、一日も早く被災地域の生活環境の安定が図られるよう、国有財産の提供、災害復旧事業費調査、復旧・復興プロジェクト支援等に、部門横断で取り組んだ。



提供した合同宿舍（左）と災害査定立会の様子（右）

## 取組の成果

### ○国有財産の提供

国家公務員宿舎や公園緑地等で利用可能な国有財産を各県に情報提供。住居を失った被災者に県を通じて宿舎を無償提供。

### ○災害査定立会の早期実施

速やかに災害復旧事業費の予算措置を講じられるよう、全国の財務局に応援を要請。組織を挙げて合計約500名の職員が災害査定立会を実施。

### ○地域の復旧・復興プロジェクト支援

球磨川流域の被災地域では、熊本の非営利団体を中心に「副業でみんながつながる熊本・球磨復興プロジェクト」が始動し、コロナ禍や水害で休失業を余儀なくされている人たちが有償で復旧支援活動に携われる仕組みを構築。九州財務局は構想段階から関わり、関係主体のつなぎ役として活動を支援。

### 非営利団体の声

被災から月日が経ち、ボランティアの数が徐々に減っているのを感じていた時に、このプロジェクトの話が来て本当によかったです。